

## 第 36 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 5 月 2 1 日（金）10：00～10：20
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部部長、島上雇用経済部部長、小見山観光局長、水野県土整備部部長、真弓県土整備部理事、田中デジタル社会推進局長、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、松野警察本部警備第二課危機管理室長、高野四日市港管理組合経営企画部長、服部四日市市危機管理監、事務局

### 4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより第 36 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を始める。
- ・今回の会議は、まん延防止等重点措置適用から 2 週間弱が経過したことから、県内の感染状況や県の対策の進捗状況の報告、また、カラオケ設備の利用自粛要請にかかる対象拡大について決定するため開催する。

### 事項 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1、新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について感染症対策部から説明をお願いします

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・スライド 2、県内患者発生状況について、5 月 20 日時点の累計の感染者数は 4,617 人で、4 月以降特に高水準で推移している。
- ・スライド 3、直近 1 週間の人口 10 万人あたり新規感染者数は 4 月下旬以降、15 人以上で推移しており、5 月 20 日時点では 17.4 人となっている。
- ・スライド 4、医療圏域別患者発生状況について、依然として北勢圏域及び中勢伊賀圏域が多くを占めており、約 9 割となっている。

- ・スライド6、年齢別発生状況について、特定の年代に偏らず、幅広い世代で発生しているが、5月8日以降の直近では20代の割合が高い傾向にある。
- ・スライド7、感染経路等に関する状況について、感染経路不明率は、依然として20%から30%前後で推移しており、直近では31%となっている。
- ・スライド8、感染経路の詳細について、県外由来は、3月以降、減少傾向だったが、5月に入って増加に転じている。ゴールデンウィーク中の人の往来や、帰省等の影響も考えられる。
- ・スライド9、感染経路の詳細について、家庭内感染が依然として多く、約4割を占める。5月8日以降では、飲食店での感染や、バーベキューや自宅での飲み会など、店を使わずに複数名で行われる食事会での感染が増えている傾向にある。
- ・スライド10、PCR等検査件数・陽性率について、直近週の検査は6,555件、陽性率は4.8%である。
- ・スライド11、変異株陽性者発生状況について、依然として急増しており、直近では陽性率88%という状況である。
- ・スライド12、期間別累積感染者数の推移について、4月下旬以降、1日あたり45人程度という状況が継続しており、第4波の累積患者数は2,088人となっている。1日あたりの感染者数が、第3波より第4波の方が多い。
- ・スライド13、クラスター発生状況について、5月に入ってすでに11件が発生しており、累積発生件数は75件となっている。
- ・スライド14、入院等の状況について、5月20日現在、病床占有率は40.3%で、重症者用病床占有率は18%である。
- ・スライド15、県モニタリング指標及び政府指標の状況について、複数の指標が、政府が示すモニタリング指標のステージⅢの指標を超えている状況である。
- ・スライド16以降は、地域別の状況である。北勢地域を中心に高い数字を示している。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。  
(質疑なし)

## 事項2 ワクチン接種の推進について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2、ワクチン接種の推進について感染症対策部から説明をお願いする

(宇佐美感染症対策課課長補佐兼班長) 資料2に沿って説明

- ・医療従事者等への接種状況について、5月9日までに供給された約93,000回分のワクチンに対して、約98%分が使用され、その結果、医療従事者等の接種対象者約65,000人のうち約85%が、1回以上の接種を済ませている状況となっている。
- ・高齢者の接種状況について、5月9日までに供給された約102,000回分のワクチンに対して、約33%分が使用され、その結果、高齢者の接種対象者約53万人に対しては、1回以上のワクチンを接種した割合は約5%となっている。
- ・なお、5月10日以降まとまった量が供給され始めたことから、市町で配分調整を経て、今後接種が本格化することが見込まれる。
- ・各市町の高齢者への接種開始日(高齢者施設等従事者を含む)は、資料の表のとおりで、今月中にはすべての市町で接種が開始される予定である。
- ・医療従事者等への接種については、6月前半までの完了をめざし、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と連携し、医療従事者等の予約やワクチンの配分にかかる調整を行うなど、接種が円滑かつ迅速に進むよう支援を実施する。
- ・高齢者向け住民接種については、7月末までの完了をめざし、接種を速やかに進めるため、市町の要望をふまえ、市町や三重大学医学部附属病院、三重県看護協会、三重県立看護大学等の関係機関等と緊密に連携し、接種に協力していただける医療従事者の確保を図るとともに、集団接種会場を北勢・中勢・南勢地域に各1か所設置するなど追加的な対策を実施する。
- ・相談対応等について、県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設している。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。  
(質疑なし)

**事項3 「三重県まん延防止等重点措置」の一部変更について 及び**

**事項4 「三重県まん延防止等重点措置」にかかる県の対策について**

(日沖危機管理統括監)

- ・事項3「三重県まん延防止等重点措置」の一部変更及び事項4「三重県まん延防止等重点措置」にかかる県の対策について、総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料3及び資料4に沿って説明

- ・飲食店において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないように要請をしているところだが、加えて、今回、飲食物を提供しないカラオケボックス等のカラオケ店においても、カラオケ設備の利用を避けていただくよう要請する。これは、重点措置区域内外にかかわらず、県内全域の事業者の皆様にご要請する。
- ・これまでも飲食を伴うカラオケの利用に由来する感染のリスクが高いことから、飲食店のカラオケ設備を利用しないよう要請をしていたところだが、「三重県まん延防止等重点措置」の発出後、カラオケの場面でのクラスターが発生したほか、事業者や県民の方から、飲食物を提供しないカラオケボックス等のカラオケ店においても、飲食物が持ち込まれる場合があり、感染リスクが高いとの意見をいただいている。  
また、生活・文化圏を共有する愛知県、岐阜県において、国の基準よりも厳しく、飲食店以外のカラオケ店についてもカラオケ設備の利用自粛要請を行っているという状況があり、東海3県で連携して面的な対応をしていく必要があることから、新たに要請する。
- ・次に、「三重県まん延防止等重点措置」にかかる県の対策について、主な変更点を説明する。
- ・まん延防止として、社会的検査を、重点措置区域の7市5町及び津市において7月末まで実施する。
- ・事業者への周知徹底として、三重労働局に、感染拡大防止対策への対応や在宅勤務（テレワーク）の推進についての取組状況の報告を依頼している。
- ・県民への感染防止対策徹底の呼びかけとして、道路情報板による県外からの移動自粛の呼びかけや、多くの人が集まる海岸や河川敷での注意喚起看板の設置、広報車による呼びかけ、パトロール等を行っている。また、警察により、路上や公園での集団での飲酒等、感染リスクが高いと思われる行動を確認した際に声掛けを行っている。
- ・事業者への支援として、飲食店への営業時間短縮の影響により売上げが30%以上50%未満まで減少した飲食店の取引事業者や酒類の販売事業者等に対して支援金を支給する。申請要項等については6月上旬に公表する。
- ・まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少しているため、県内宿泊事業者、観光施設等に対する支援を行う。
- ・時短要請に伴う協力状況について、対象となるすべての飲食店の見回りが完了しており、協力率は99.0%となっている。また、感染防止対策の実施等の確認のため、市町とも連携し、現地調査を実施している。
- ・県内観光関連事業者等を対象に、感染防止対策に関する認証制度を創設する。

また、安全安心な観光地づくりを推進するために、宿泊事業者が、感染防止対策等に要する経費について支援を行う。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。  
(質疑なし)
- ・それでは、資料3及び資料4のとおり決定する。

## 事項5 各部からの報告事項

(日沖危機管理統括監)

- ・事項5、各部からの報告事項について、報告事項のある部局は願います。
- (医療保健部中尾理事)
- ・この場をお借りして、県庁内各部の職員の方々に、患者情報や検査体制等に関して、多大なご協力をいただいたことに感謝を申し上げます。
  - ・高齢者のワクチン接種に係る支援についても、接種に協力してもらえる医療関係者等の確保と市町への派遣や集団接種会場の設置運営など、可能な限りスピードを上げて体制を整えたいと考えており、このことに関してもご協力をお願いしたい。
  - ・高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査については、申し込み受付後、最初の検体回収分の検査結果は、本日、陽性かどうかについて判明する。以降、順次検査結果が判明するサイクルとなっている。
  - ・また、昨日、医療政策総括監が中心となり、高齢者施設を対象とした研修を行ったところ、約800人の参加があり、過去にクラスターが発生した施設の方にも教訓等を発表していただいた。これらを今後の対策につなげていきたい。

(県土整備部水野部長)

- ・先週土日の道路の交通量は、前の週に比べて、四日市で約2割減少するなど、計測した10箇所すべてで減少している。
- ・しかし、御殿場海岸の駐車場では、約7割の車が県外ナンバーで、その他の箇所も県外客が多く見られることから、今週末は、広報車、道路情報板を活用して、県外利用者向けの呼びかけを、重点的に行っていく。
- ・加えて、飲食が想定される鈴鹿少年の森、熊野灘臨海公園など県営都市公園についても、感染防止対策の徹底を呼びかけていく。
- ・さらに、津市の偕楽公園、松阪市の総合運動公園など、各市町が管理する公園についても、各市町と連携して、呼びかけを強化する。

(教育委員会木平教育長)

- ・ 県立学校の感染対策のうち、部活動の対応状況を報告する。
- ・ 現在、部活動の練習は自校内とし、休日は、昼食を伴わない午前か午後に限定している。
- ・ ただし、公式大会の参加が決まっている学校は、事故防止や熱中症予防の観点から、県内の学校と、午前または午後に限定して、練習試合を実施できることとしている。
- ・ 5月28日から30日まで、県高等学校総合体育大会が行われる予定で、すでに予選が始まっている種目もあるが、大会は無観客とし、開会式、閉会式も行わないこととしている。
- ・ また、大会に参加する生徒に対して、高等学校体育連盟の大会ガイドラインを遵守するとともに、電車やバスでのマスクの着用、不必要な会話をしないこと、できる限り時間差で集合すること、終了後は速やかに帰宅することなどの具体的な指導を徹底する。
- ・ これらに加えて、普段の部活動での注意事項についても、改めて本日文書で県立学校長あてに通知する。

## 事項6 知事指示事項

(日沖危機管理統括官)

- ・ 次に知事から指示事項をお願いする。

(鈴木知事)

- ・ まん延防止等重点措置が適用されて2週間がたち、県民の皆さんや事業者の皆さんの多大なご努力により、最も厳しい状況からは脱しつつあるかもしれないが、まだまだ予断を許さない状況である。
- ・ 新規感染者数の発生も高い水準で続いており、医療機関への負荷も大きく、それが継続しているという状況であるため、全く緩めることなく、最大級の警戒で、引き続き取り組んでほしい。
- ・ それでは指示事項を8点申し上げる。
- ・ 1点目、本日、「三重県まん延防止等重点措置」の措置内容を一部改定した。要請の対象を拡大したカラオケ設備の利用自粛について、関係団体等とも連携し確実に丁寧に周知するとともに、支援策を早急に取りまとめること。
- ・ 2点目、医療提供体制の強化について、さらなる病床確保や地域単位での後方支援病院の確保に向けて、医療機関等との連携を密にし、早期に調整を図ること。

また、新たな宿泊療養施設については、確実に5月中に運用開始できるよう準備を進めること。

- ・ 3点目、ワクチンの高齢者向け接種について、7月末までの完了をめざし、接種を速やかに進めるため、市町や関係団体等と緊密に連携し、接種に協力していただける医療従事者の確保・派遣を図るとともに、北勢・中勢・南勢地域に各1か所設置する集団接種会場について、早急に詳細を決定し公表すること。
- ・ 4点目、高齢者施設、障がい者施設への社会的検査が開始された。感染拡大を防ぐための重要な取組であることから、集中的に実施できる体制を常に万全にしておくこと。
- ・ 5点目、変異株に的確に対応するため、引き続き、陽性を確認した検体すべてについて変異株のスクリーニング検査を着実に実施すること。
- ・ 6点目、「三重県まん延防止等重点措置」の影響を受ける事業者の皆様への支援策については、周知不足により支援を受けられなかったということのないよう、市町、商工団体、業界団体や金融機関など関係部局の持つあらゆるネットワークを活用して、国の支援策も含めて速やかに周知するとともに、事業者からの相談には丁寧に対応すること。  
また、6月に公表を予定している支援策についても、可能な限り早急に事務手続きを開始し、早期に給付できるよう、万全の準備を進めること。
- ・ 7点目、安心して飲食店を利用できるようにする認証制度の運用が開始された。県民・事業者に対し広く周知し、利用拡大に努めること。  
併せて、観光地を安心して訪れることができるための認証制度についても、早急に創設すること。
- ・ 8点目、感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。引き続きあらゆる機会を活用し、呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。また、シトラスリボンプロジェクトの趣旨に多くの県民の皆様にご賛同いただき、取組の輪が広がるよう啓発に努めること。

(日沖危機管理統括監)

- ・ 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応を行うこと。
- ・ 以上で第36回新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を終了する。